

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所と  
犬山市との間における地域交流に関する協定書

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所長と犬山市長とは、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所（以下「東京大学生態水文学研究所」という）の犬山研究林において、市民による利用及び環境整備に関して両者間の協議が望ましいと考え、ここに地域交流のための協定を締結する。

第1条 東京大学生態水文学研究所と犬山市は、以下の項目に基づき、相互に協力と支援を行うこととする。

- (1) 自然保護、森林保全及び森林整備に関すること。
- (2) 市民の健康福祉の推進に関すること。
- (3) 森林教育及び森林動植物の研究等学術的な事項に関すること。
- (4) 森林利用及び森林管理に関すること。
- (5) 大学と市民の交流に関すること。
- (6) 講演、公開講座及びシンポジウム等の企画に関すること。
- (7) その他双方が必要であると認めること。

第2条 東京大学生態水文学研究所と犬山市は、前条に定める事項に関する具体的な計画について、その都度両者で協議し、決定するものとする。

第3条 東京大学生態水文学研究所と犬山市は、計画の実行のために努力するものとする。

第4条 この協定は、締結の日から3年間効力を有するものとする。ただし、いずれか一方が期限満了の3ヶ月前に異議を申し出なければ、協定書は自動的に3年ずつ延長される。

第5条 この協定書に定める内容について変更が生じたときは、東京大学生態水文学研究所と犬山市の協議によって変更することができる。

第6条 この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定書は、両者の代表により2部作成し、双方調印の上1部を所持するものとする。

平成23年6月1日

東京大学大学院農学生命科学研究科  
附属演習林生態水文学研究所長

蔵 治 光 一 郎



愛知県犬山市長

田 中 志 典

